

※県政記者クラブ加入各社のうち、静岡市内の支局に FAX 送信しています。
[送信 1 枚]

提 供 日 2017/6/26

タイトル 軍事研究等に関する指針の公表について

担 当 静岡県公立大学法人 静岡県立大学 地域・産学連携推進室

連絡先 054-264-5124



静岡県立大学記者提供資料

1 趣旨

平成29年2月に、アメリカ軍から日本の大学やNPOに研究費助成が提供されていることに関する新聞報道がありました。一方、日本学術会議は、平成28年6月から「安全保障と学術に関する検討委員会」で検討を進め、平成29年3月に「戦争目的の研究は行わない」とする過去2回の声明を継承した「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表しました。

これを受けて、各大学が軍事研究に関する指針等の整備を進めているところです。

このたび、静岡県公立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部として、これに関する指針を定めたので、次のとおり公表します。

2 指針を定めた時

平成29年6月

3 指針

次のとおりです。

学外機関との研究活動等に関する指針

静岡県公立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部の学外機関との研究活動等に関する指針を、当分の間、次のとおりとする。

- 1 学問の自由と独立を守る。
- 2 本学の教育・研究活動の発展に寄与する活動を実施する。
- 3 持続可能な開発に寄与し、人類の平和と公共の福祉の向上に貢献するものとし、軍事研究又は軍事開発は行わない。
- 4 研究成果に係る各種情報は、公開を原則とする。ただし、知的財産権に関する取扱い等、秘密保持に関する取り決めに締結することが合理的であると認められる場合を除く。

4 本学ウェブサイト上の掲載場所

本学ウェブサイト上の次の場所に掲載しています。

「大学案内」の「大学理念・教育方針」の項目

＞理念と目標

＞教職員行動規範

＞環境憲章

＞教育方針

＞学外機関との研究活動等に関する指針

(<http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/philosophy/research-guide/>)